

令和 7 年第 2 回

# 愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 31 日

愛北広域事務組合議会

令和 7 年第 2 回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和 7 年 10 月 31 日 (1 日間)

月　　日	開　議　時　刻	摘　　要
10 月 31 日 (金)	午後 2 時	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 開　会</li><li>○ 会議録署名議員の指名</li><li>○ 会期の決定</li><li>○ 諸般の報告</li><li>○ 議案審議<ul style="list-style-type: none"><li>議案第 8 号から議案第 10 号を一括説明</li><li>精　　読</li><li>(議案ごとに)</li><li>質　　疑</li><li>討　　論</li><li>採　　決</li></ul></li><li>議案第 11 号の説明</li><li>議案第 11 号に係る決算審査について報告</li><li>精　　読</li><li>質　　疑</li><li>討　　論</li><li>採　　決</li><li>○ 閉　会</li></ul>

## 令和7年第2回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和7年10月31日 午後2時00分  
開会場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第8号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第9号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第10号 愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正について

議案第11号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第 1 番	山 崎 卓 美 君	第 2 番	佐 名 かよ子 君
第 3 番	江 口 昌 史 君	第 4 番	杉 浦 敏 男 君
第 5 番	間 宮 幹 男 君	第 6 番	荒 木 孝 三 君
第 7 番	小 川 隆 広 君	第 8 番	諏 訪 育 君
第 9 番	小 川 清 美 君	第 10 番	畠 龍 介 君
第 11 番	沼 靖 子 君	第 12 番	東 猴 史 紘 君
第 13 番	石 原 資 泰 君	第 14 番	須 賀 博 昭 君
第 15 番	牧 野 行 洋 君	第 16 番	土 井 紫 君
第 17 番	木 村 冬 樹 君	第 18 番	堀 江 珠 恵 君
第 19 番	大 野 慎 治 君	第 20 番	日 比 野 走 君
第 21 番	伊 藤 隆 信 君		

会議に欠席した者の氏名

な し

説明のため出席した者の氏名

管 理 者	澤 田 和 延 君	代表副管理者	鈴 木 雅 博 君
代表監査委員	倉 知 義 治 君	会計管理者	梶 田 博 志 君
事 務 局 長	小 松 浩 君	業 務 課 長	村 瀬 猛 君

事務局員 小池信和君  
事務局員 伊藤新治君  
事務局員 長谷川明夫君

事務局員 平野勝庸君  
事務局員 佐橋竜午君

(開会 午後 2時00分)

○議長（伊藤隆信君）

ただいまより令和7年第2回愛北広域事務組合議会定例会を始めたいと思います。

開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

初めに、鈴木大口町長におかれましては、さきの町長選挙におきましてご当選されましたこと、誠におめでとうございます。

○代表副管理者（鈴木雅博君）

ありがとうございます。

○議長（伊藤隆信君）

それでは、始めさせていただきます。

本日ここに10月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております案件は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をはじめ、3件の条例改正と令和6年度の決算認定であります。

慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。

ここで、管理者であります澤田江南市長から挨拶をいただきます。

澤田市長。

○管理者（澤田和延君）

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変ご多用の中、令和7年第2回議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただく案件は、ただいま議長のほうからご報告がございましたように、愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をはじめ3議案と、併せて令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての4件でございます。

慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤隆信君）

続きまして、7月の議会臨時会において代表副管理者に就任され、本日から定例会に出席いたします大口町の鈴木町長が挨拶を申し上げます。

○代表副管理者（鈴木雅博君）

皆さん、こんにちは。

ご紹介をいただきました鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど管理者からのご挨拶の中にもありましたように、7月の臨時会において管理者より代表副管理者に指名をいただきました。これからも皆さんとともに頑張ってやっていく所存でございますので、何とぞご指導ご鞭撻賜りますことを心からお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤隆信君）

ありがとうございます。

同じく7月の議会臨時会において、識見監査委員として選任されました倉知委員に挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○代表監査委員（倉知義治君）

先ほどご挨拶されました管理者様同様、7月の臨時会において議員の皆様のご審議をいただき、監査委員として選任いただきました江南市の倉知義治といいます。

当組合の監査委員として、職責を全うできるよう誠心誠意務めさせていただきます。

関係各位のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（伊藤隆信君）

ありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

これより令和7年第2回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありましたとおりであります。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、3番 江口昌史議員、15番 牧野行洋議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会代表者会においてご協議をお願いいたしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付してありましたとおりであ

ります。

以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告をいたします。

また、監査委員から、令和7年6月から8月分に関する例月出納検査の結果報告、愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第8号から日程第6、議案第10号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 澤田江南市長。

○管理者（澤田和延君）

議案第8号から第10号について一括でご説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案第8号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を図るため、改正する必要があるからであります。

次に、議案第9号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、部分休業の多様化を図るため、改正する必要があるからであります。

次に、議案第10号 愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正については、納入通知及び使用料の区分について、所要の整備を図る必要があるからであります。

概要につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤隆信君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、私から議案第8号から議案第10号まで、一括でご説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

お手元にございます条例の一部改正と見出しのある愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例をご覧いただきたいと思います。

改正理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づき、改正するものでございます。

主な内容につきましては、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を規定につきましては、仕事と育児の両立支援制度の周知等の強化を図るため、任命権者に対し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等の周知、制度利用の意向確認及び仕事と家庭の両立に必要な事項に係る意向確認及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める期間内に育児期両立支援制度等の周知、制度利用の意向確認及び仕事と家庭の両立に必要な事項に係る意向確認を新たに義務として定めるものでございます。

次に、条ずれ及び文言の整理につきましては、改正に伴い所要の整理を行うものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用するものでございます。

次に、資料を2枚はねていただきまして、愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましては、主な内容でご説明をした内容に改めるものでございまして、ページを1枚はねていただきました3ページから7ページが新旧対照表となっておりますので後ほどご確認をお願いいたします。改正条文の説明は割愛させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、条例（案）の2ページ上段の附則をお願いいたします。

この条例（案）の附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用することを定めるものでございます。

以上で、議案第8号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

資料の条例の一部改正という見出しがございます愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の資料をご覧いただきたいと思います。

改正理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づき改正するものでございます。

主な内容につきましては、引用条文の整理につきましては、条文中の地方公務員の育児休業等に関する法律の引用条文を整理するものでございます。

次に、部分休業できない事由から、勤務日ごとの勤務時間についての規定を削除につきましては、部分休業をすることのできない職員を定めております条例第21条の事由から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除するものでございます。

次に、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得する部分休業を第 1 号部分休業とし、第 2 号部分休業として 1 年につき 10 日を超えない範囲内で取得できる部分休業を追加につきましては、部分休業の承認を定める条例第 22 条の見出しを第 1 号部分休業の承認に改め、新たに条例第 22 条の 2 として 1 時間を単位として 1 年につき 10 日を超えない範囲内で取得できる第 2 号部分休業を定めるものでございます。

次に、第 1 号部分休業の取得時間帯について、勤務時間の始めまたは終わりに限定する規定を削除し、勤務途中での取得を可能につきましては、条例第 22 条第 1 項で第 1 号部分休業の取得時間帯を勤務時間の始めまたは終わりに限定する規定を削除して、勤務途中の取得をできるように改めるものでございます。

次に、育児休業法で条例に委任している項目を規定につきましては、括弧にございます 3 つの項目について定めるものでございます。

1 つ目は、部分休業が請求できる 1 年の期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとするものでございます。

2 つ目は、第 2 号部分休業が請求できる上限の時間を、非常勤職員以外の職員は 77 時間 30 分、非常勤職員は勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じた時間とするものでございます。

3 つ目は、申請した部分休業の内容を変更できる事由を、配偶者が負傷等、申出時に予測することができなかったことなどにより子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めるものとするものでございます。

次に、文言の整理につきましては、改正に伴い文言を整理させていただくものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用するものでございます。

参考につきましては、1 点目につきまして、経過措置といたしまして適用日から令和 8 年 3 月 31 日までの間の第 2 号部分休業の上限時間数を附則で定めております。

2 点目は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員の対象となる子の範囲が、3 歳に達するまでの子から小学就学前の子に拡大しております。

それでは、資料を 2 枚はねていただきまして、愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましては、先ほど主な内容でご説明した内容に改めるものでございます。

ページを 1 枚はねていただきまして、3 ページから 7 ページが新旧対照表となっておりますので、こちらも後ほどご確認をお願いいたしまして、改正条文の説明は割愛させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、条例（案）の2ページ下段の附則をお願いいたします。

この条例（案）の附則につきましては、第1項では、この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用すること。

第2項では、経過措置として、適用日から令和8年3月31日までの間に第2号部分休業の請求をする場合は、改正後の条例第22条の4の上限時間数を同条第1号中の「77時間30分」を「38時間45分」、第2号中の「10」を「5」とすることを定めるものでございます。

以上で、議案第9号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正について説明させていただきます。

こちらも同じように、お手元にお配りしております条例の一部改正と見出しのある愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例をお願いいたします。

改正理由は、納入通知及び使用料の区分について、所要の整備を図る必要があるため、改正するものでございます。

主な内容につきましては、納入通知書の発行について、予算決算会計規則第31条に準拠するよう改正につきましては、使用料の徴収方法を定める条例第3条の納入義務者に対して発行する納入通知書につきまして、愛北広域事務組合予算決算会計規則第31条で定めております納入の通知により行うことを明確にするものでございます。

次に、別表で定められている喫茶コーナーの使用料について、尾張北部聖苑の喫茶コーナー廃止に伴い、該当項目を削除につきましては、喫茶コーナーが令和4年度末で廃止となっていることから、使用料の徴収を定める条例第2条の別表から喫茶コーナーの該当項目を削除するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、資料を2枚はねていただきまして、愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましては、主な内容でご説明した内容に改めるものでございまして、2ページから3ページが新旧対照表となっておりますので、こちらも後ほどご確認をお願いいたしますとして、改正条文の説明は割愛させていただきます。

それでは、条例（案）の1ページ中段の附則をお願いいたします。

この条例（案）の附則につきましては、公布の日から施行することを定めるものでございます。

以上で、議案第10号 愛北広域事務組合行政財産の目的外使用料条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議案第8号から議案第10号の説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう

お願いいいたします。

○議長（伊藤隆信君）

以上で提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時25分）

○議長（伊藤隆信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第8号から議案第10号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第8号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（伊藤隆信君）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第8号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（伊藤隆信君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第9号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（伊藤隆信君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論はなしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第10号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 澤田江南市長。

○管理者（澤田和延君）

それでは、私から議案第11号についてご説明をさせていただきます。

議案第11号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付すものであります。

概要につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたしま

す。

○議長（伊藤隆信君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、議案第11号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

決算認定と見出しのある資料をお願いいたします。

提案理由につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づく決算認定をいただくものでございます。

内容につきましては、令和6年度の歳入総額は5億7,158万5,252円、歳出総額は5億2,253万2,707円、差引残額は4,905万2,545円となります。

次に、主な事業内容につきまして、こちらにつきましては、利用者に関わる事業や単年度で重要な事業を記載させていただいております。

令和6年度の主な事業としまして、一般管理費では、応接室壁床クロス等張替修繕により、管理棟1階の応接室の壁クロスと床カーペットに経年劣化による染みや汚れなどが生じていたため張り替えを行いました。

次に、火葬場事業運営費では、炉前・告別ホール等照明器具取替修繕によりまして、経年劣化により不具合のあった炉前と告別ホール等の照明器具を長寿命で省電力のLEDタイプに取替えをさせていただきました。

次に、裏面をお願いいたします。

火葬炉オーバーホール工事では、人体火葬炉10炉のうち1炉の耐火物の積替え、点火トランクや主燃バーナーの取替えなどを行い、火葬機能の回復を図りました。

次に、施設利用状況につきましては、尾張北部聖苑の火葬炉使用状況は、前年度比85件増の3,337件、愛北クリーンセンターの年間投入量は、前年度比299.85キロリットル増の8万1,106.83キロリットルとなっています。

内容についての説明は以上となります。

次に、資料を2枚はねていただきまして、令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

ページ下段をお願いいたします。

歳入合計としまして、予算現額5億7,126万1,000円に対し、収入済額は5億7,158万5,252円となり、収入済額が予算現額を32万4,252円上回りました。

次に、歳出です。

4ページ、5ページ下段をお願いいたします。

歳出合計としまして、予算現額5億7,126万1,000円に対し、支出済額5億2,253万2,707円となり、不用額は4,872万8,293円となりました。

それでは、主な執行状況につきまして、歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきますので、初めに歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

款1議会費の支出済額は126万9,010円で、前年度より約3万円の減額となっております。

この減額の主な理由といたしまして、主に増減のあったものについて説明させていただきます。

節1報酬では、前年度は3市1町で議会議員一般選挙が行われたことにより、日割計算の議員報酬の執行がありました。令和6年度は扶桑町の議会議員一般選挙が行われることによる日割計算の議員報酬の執行となった影響によりまして、約3万円の増額。

節9交際費では、前年度より議長交際費の支出機会が少なかったため約1万円の減額。

節12委託料では、会議録等の内容を文字化する業務委託で当初の見込みより対象となる内容等が少なかったため、約5万円の減額となったことによるものでございます。

次に、中段をお願いいたします。

款2総務費の支出済額は4,948万3,318円で、そのうち項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額は4,934万5,929円で、前年度より約62万円の減額となっております。

この減額の主な理由といたしまして、主に増減があったものについて説明させていただきます。

節2給料、節4共済費では、人事院勧告に準拠した給与改定によりまして、給料で約18万円の増額、共済費で約4万円の増額。

節3職員手当等では、人事院勧告に準拠した給与改定、組合職員の退職や派遣職員の異動などの影響によりまして約120万円の減額。

節9交際費では、前年度より管理者交際費の支出機会が増えたため、約2万円の増額。

節10需用費では、公用車2台分の車検、管理棟の応接室の経年劣化による壁床クロス修繕などにより約26万円の増額。

節11役務費では、金融機関による振込などの事務取扱手数料の値上げ、公用車の車検時に必要な自動車保険料などにより約12万円の増額。

節12委託料では、物価高騰の影響により人件費等が上昇したことによる委託料の値上げ、事務処理に使用するパソコン機器等の更新に伴う情報セキュリティ対策などにより約19万円の増額。

節13 使用料及び賃借料では、前年度の財務会計システムの更新時に必要であったシステムライセンス使用料が不用となったこと、事務処理に使用するパソコンなどの情報機器の更新借り上げ料が入札により見込みより安価となったことにより約74万円の減額。

次に、8ページ、9ページの上段をお願いいたします。

節17 備品購入費では、愛北クリーンセンターで使用する2台の公用車のドライブレコーダーを購入したことにより約6万円の増額。

節18 負担金補助及び交付金では、人事院勧告に準拠した給与改正による影響、当組合が事務処理で使用しております岩倉市の財務会計システム及びネットワークシステムが令和6年度に更新されたことによるシステム負担金の見直しにより約40万円の増額。

節26 公課費では、令和6年度が愛北クリーンセンターで使用する2台の公用車の車検年度となるため、車検時に必要な自動車重量税の支出により約4万円の増額となったことなどによるものでございます。

次に、下段をお願いいたします。

項2監査委員費、目1監査委員費の支出済額は13万7,389円で、おおむね例年のとおりの支出となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

款3衛生費の支出済額は4億7,178万379円で、そのうち項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費の支出済額は1億8,546万2,915円で、前年度より約1,022万円の増額となっております。

この増額の主な理由といたしまして、主に増減のあったものについて説明させていただきます。

節2給料、節4共済費では、令和5年度末で組合職員1名が退職し1名減となったことなどにより、給料で約448万円の減額、共済費で約146万円の減額。

節3職員手当等では、令和6年度末で組合職員の退職者がいないため退職手当が不用となったことなどにより約731万円の減額。

節10需用費では、物価高騰の影響で火葬の燃料となります灯油や施設の照明・空調等の電力料金等の価格上昇により約280万円の増額。

節12委託料では、物価高騰の影響から的人件費等の経費上昇による委託料の値上げなどにより約33万円の増額。

節14工事請負費では、前年度に行った尾張北部聖苑の喫茶コーナーのスペースに自動販売機を設置できるようにする自動販売機コーナー設置工事、それと尾張北部聖苑の利用者が待合室等でフリーWi-Fiを利用してインターネットに接続できるようにするLAN配線工事を完了したことによる減額があった一方で、火葬炉の延命化を図るため、10炉あるうちの1炉の火葬炉オーバーホール工事を実施したことなどにより約1,

263万円の増額。

節17備品購入費では、尾張北部聖苑の公用車用のドライブレコーダーの購入、経年劣化していた屋外用ごみ収集庫の買換えなどにより約19万円の増額。

節18負担金補助及び交付金では、令和5年度末で退職した組合職員に代わり、令和6年度から尾張北部聖苑に扶桑町の職員1名が派遣されることとなり、派遣職員が1名増員となったことなどにより約761万円の増額となったことなどによるものでございます。

次に、12ページ、13ページの中段をお願いいたします。

項2清掃費、目1し尿処理場運営費の支出済額は2億8,631万7,464円で、前年度より約652万円の増額となっております。

この増額の主な理由といたしまして、主に増減があったものについて説明させていただきます。

節3職員手当等では、令和6年度末の組合職員の退職者がいないため退職手当が不用となったことなどにより約985万円の減額。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

節12委託料では、物価高騰の影響で燃料費や人件費等の経費上昇による委託料等の値上げ及びし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の増加に伴う支出の増、また令和6年度では、令和2年度から5年間の愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託契約に係る委託料の精算を行ったことにより約2,801万円の増額。

節18負担金補助及び交付金では、組合所有の土地の一部が令和6年4月から岩倉市道として使用されることに伴う交付金の減、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の増加に伴う負担金の増により約133万円の増額。

また、前年度に実施いたしました汚泥の処理状況等を監視するシステムの延命化のためのシーケンサー更新工事の実施がなかったことなどにより1,287万円の減額となったことなどによるものでございます。

次に、下段をお願いいたします。

款5予備費につきましては、充用はありませんでした。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、事項別明細書2ページ、3ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

款1分担金及び負担金の収入済額は4億9,987万5,000円で、その内訳といたしまして、節1議会運営費負担金132万5,000円、節2共通経費運営費負担金4,999万4,000円、節3火葬場事業運営費負担金1億5,120万8,000円、節4し尿処理場運営費負担金2億9,734万8,000円となっております。

なお、備考欄に節区分ごとの、各市町の内訳を記載しておりますので、ご参照いただ

きますようお願いいたします。

次に、款2使用料及び手数料の収入済額は2,835万5,470円で、そのうちの項1使用料、目1衛生使用料の収入済額は2,834万670円で、これは主に尾張北部聖苑の施設使用料となります。

その内訳といたしまして、節1保健衛生使用料の収入済額2,832万6,940円は、尾張北部聖苑の火葬炉や待合室をはじめとする施設使用料と電柱・支線等の設置のための行政財産目的外使用料となります。備考欄には、その内訳を記載させていただいております。

次に、節2清掃使用料の収入済額1万3,730円は、し尿処理場行政財産目的外使用料で、愛北クリーンセンター管理棟の自動販売機と支柱等の設置のためのものになります。

次に、項2手数料、目1衛生手数料の収入済額は1万4,800円で、次の4ページ、5ページの上段をお願いいたします。

こちらは尾張北部聖苑の火葬証明再発行手数料となります。

次に、款3財産収入の収入済額は45万2,100円で、これは、尾張北部聖苑の1階待合ロビーの一部を自動販売機の設置場所として民間事業者へ貸し付けたことによる収入でございます。

次に、款5繰越金の収入済額は4,269万1,980円で、これは議会をはじめ各運営費の令和5年度からの繰越金となっております。備考欄に、その内訳を記載させていただいております。

次に、款6諸収入の収入済額は21万702円で、これは主に尾張北部聖苑及び愛北クリーンセンターの自動販売機の電気等の使用料でございます。備考欄には、その内訳を記載させていただいております。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、少し飛びまして16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支額につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、歳入歳出差引額と同額の4,905万2,000円となります。

最後に、17ページから20ページにつきましては、財産に関する調書となります。令和5年度からの変更はございませんのでよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第11号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤隆信君）

それでは、監査委員から決算審査についての報告を求めます。

倉知監査委員。

○代表監査委員（倉知義治君）

それでは、間宮委員のお許しをいただきまして、令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算の審査結果をご報告させていただきます。

令和7年8月25日、愛北クリーンセンター2階中会議室において、令和6年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、関係諸帳簿を証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

審査の結果、歳入歳出決算書は関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、正確であり、予算は適正に執行されていることを認めました。

以上で、決算審査のご報告を終わります。

○議長（伊藤隆信君）

ありがとうございました。

以上で、議案の提案説明が終わりました。

なお、議会代表者会において報告したとおり、今年度の決算特別委員会は提案等はなかったので開催せず、本会議内で審査を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案精読のため暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時50分）

（再開 午後 3時00分）

○議長（伊藤隆信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第11号の議案審議を行います。

議案第11号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

14番 須賀博昭議員。

○14番（須賀博昭君）

それでは、15ページの施設包括管理運営業務委託料の金額が大きいんで、内訳がどこまで委託してあるのかがちょっとよく、分かりにくいでそこら辺の説明と、あと、5年分の増減を精算したということを言われたんだけれども、本来マネジメント費用とかいろんな、修繕費なんかも一部含まれていると思うんですけど、どこの部分の精算が二千何百万か何か出たということで増額になっているのか教えてください。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

包括の委託に関する内容でございますけれども、まず大きく、隣にあります処理場の施設の管理運営に関する業務内容の委託、それから、それに伴います機器類等の修繕工事を行わせていただいております。

令和6年度に行った主な定期修繕といたしましては、破碎機4台分の金額といたしまして165万円、また遠心濃縮機2台が780万円ほど、また遠心脱水機1台でございますが660万円、下にあります水槽の水を攪拌させるためのブロワー機器になりますが、こちらが8台、こちらが約400万円、前処理機といたしまして1台、こちらが240万円ほど、最後にコンベヤー4基分で500万円、合計しまして約2,770万円ほどの定期修繕を行わせていただいております。また、併せて不定期の修繕工事となりますが、ホッパー設備を約630万円かけて修繕をさせていただいております。さらに、無停電電源装置といたしまして、電池の取替修繕といたしまして330万円、最後になりますが、処理棟の吸気ダクトの布設替え工事を行わせていただきまして、こちらが1,540万円ほどかかっております。

内容といたしましては、そのような内容となっております。

また、もう一つのご質問ですが、精算の内容でございます。

今回精算させていただきました内容につきましては、特に、今回はもともと当初にこの精算に関する内容を取決めをさせていただいておりまして、まず物価変動に伴います化学工業薬品、薬品類におきましては、約277万円ほどの増となっております。同じく物価変動に伴います電力量料金、こちらにつきましても2,660万円ほどの増となっております。また人件費変動、また修繕料等の内容で減額がございます。人件費の変動におきましては約51万7,000円程度の減額、修繕料につきましては約300万円の減額、ほか、し尿処理に必要な物品等の購入におきましては約79万円の減額といった状況でございまして、最終的に精算額が約2,500万円ほどとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

よろしいですか。

○14番（須賀博昭君）

はい。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

9番 小川議員、どうぞ。

○9番（小川清美君）

9番 小川清美でございます。

私からは1点質疑をさせていただきたいと思います。

事項別明細書の2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

1款1項1目負担金でございます。この中の区分でいきますと4ですね。し尿処理場運営費負担金ということになります。3ページのほうに各市町のそれぞれの負担金の額が記載されております。ここを見させていただきますと、江南市さんが突出して大きい数字となっております。その理由及び算出根拠などについてお示しをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

歳入におきます負担金のし尿処理場運営費負担金につきましては、こちらにつきまして、根拠となりますのが愛北広域事務組合規約第13条に経費の支弁方法が定められております。

こちらの（2）アにおきまして、運営費に要する経費、し尿処理場におきましては、前々年度の投入量割合ということで、投入していただいた量によって負担金の計算をさせていただいているものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

いいですか。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

9番 小川議員。

○9番（小川清美君）

再質疑をお願いいたします。

算出方法というのは分かりましたけれども、江南市が突出して多いというのは、例えば公共下水道が普及していないとか、あるいはその他の理由があるか分かりませんけれども、その辺は分かりますでしょうか。再質疑をさせていただきます。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

今ご説明させていただいたとおり、前々年度の投入量ということで、やはり、まず人口規模が多い市町に関しましては、どうしてもその人口が多い分、比例して、し尿、浄化槽汚泥というものがやはり多くなるという傾向があるというふうに考えております。

また、各市町で下水道等の接続も進めていただいている状況ではございますが、その進捗の影響も少しづつ今後出てまいりのではないかというふうに推測をさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

8番 諏訪議員。

○8番（諏訪 毅君）

8番 諏訪毅です。

私からも1点質疑をさせていただきます。

事項別明細書の12ページ、13ページになります。

3款1項1目火葬場事業運営費の工事請負費、火葬炉オーバーホール工事に1,470万7,000円というふうに書かれておりますが、2点伺いたいと思います。

まず、この火葬炉のオーバーホールは大体何年ごとぐらいに行われているのか、またもう一点は、10炉あるうちの今回は1炉の工事ということなんですが、今までにどれぐらいこの10炉のうちの炉のオーバーホールが行われてきたのか、お示しください。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

尾張北部聖苑火葬炉のオーバーホールにつきましては、こちらのオーバーホールはおおむね10年をめどに行う必要があるというふうに考えておりますが、ただ尾張北部聖苑の場合、10炉ございますので、その10炉を効率的によくできる限り長く使えるようローテーションをしっかり組んで行わせていただいておりますので、これまでの過去の状況でいきますと、おおむね15年ぐらいの間隔で行うことができております。

また、今回、令和6年度におきましては、10炉中の1炉、オーバーホールをさせていただきましたが、今後の予定といたしまして、実は令和6年度から令和9年度、この期間において10炉全てのオーバーホールを計画させていただいておりました。令和6年度については10号炉1炉、以降、令和7年、8年、9年と3炉ずつをオーバーホールさせていただく予定でございますので、今年度におきましても1号炉、2号炉、3号炉の3炉をオーバーホール工事を進めさせていただいている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

17番 木村冬樹議員。

○17番（木村冬樹君）

17番 木村冬樹です。

私からも1点だけお聞かせください。

事項別明細書の10ページ、11ページ、款3項1目1火葬場事業運営費の中の節10需用費の修繕料についてお聞かせいただきたいと思います。

証書類を見させていただきましたが、ちょっと細かくて申し訳ありませんが、尾張北

部聖苑の管理棟のトイレの詰まりの工事というか修繕が繰り返されておりまして、昨年の11月から今年にかけていろんな、詰まりの修繕だとか試掘の調査だとか汚水ますの修繕だとかという形で証書になっておりました。少し心配でありますので、この管理棟の排水管だと思いますが、状況がどうなっているのか、どのように対応されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

尾張北部聖苑の設備等につきまして、皆様既にご承知のところだと思いますが、現在尾張北部聖苑につきましては、平成元年から管理棟、火葬棟を供用開始いたしまして36年以上経過していると、施設の老朽化等もやはり見えまして、設備等の故障も発生している状況がございます。

そういう状況の中、今ご質問にございました汚水ます等の修繕につきまして、まず当初、下水配管の排水の不具合がございまして、その状況を確認させていただきましたところ、8か所で亀裂等が発生しておりますので、まずそちらの補修修繕をさせていただきました。

その後、管理棟の待合室、7号、8号室前のトイレの排水が、異物等が詰まって水があふれるという状況が発生しましたので、その排水の詰まりを解消するため水の詰まりを取らせていただいたんですが、その後も約2週間ごとに詰まりが発生するようになっておりました。そのため、今ご質問にありましたとおり試掘、あと配管の中にカメラ等を入れまして、同時に詰まりの状況を確認させていただきました。その結果、経年劣化によりまして、やはり配管にひずみ、あと勾配が少し取れていないといった状況もございましたが、一番大きな問題は、2か所において配管の中で90度のエルボが接続されておりまして、90度曲がった配管のところでよく詰まっているという状況が確認されましたので、90度に曲がっているエルボの部分を直線的な配管に切替えさせていただいたという修繕を行わせていただきました。

その結果、現在におきましては、詰まりがないということではございませんが、おおむね月に1回程度はやはりどうしても排水が悪くなるという状況がございますので、今年度、実は高圧洗浄機を購入させていただきまして、その高圧洗浄機で配管清掃を組合職員が適時適切に行わせていただきまして、現在正常に利用ができる、利用者にご迷惑をかけることなく利用をしていただいている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

17番 木村冬樹議員。

○17番（木村冬樹君）

17番 木村冬樹です。

再質疑させてください。

今ご説明があったように、管理棟のトイレの配管が詰まっているということでいろいろ対応していただいて、それでも月1回ぐらいはまだ詰まるということで、高圧洗浄機で、職員の手でやっているということだというふうに思います。これは本格的に修繕とかという形には、困難な状況なんでしょうか。その点について教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

先ほどご説明させていただきましたとおり待合室7号、8号の前のトイレということで、この配管が7号、8号の待合室の下を通っておりまして、大規模修繕を行いますと待合室が使えなくなるということと、やはり当時の設計からいきますとかなり頑丈な、床下1メートルちょっとのところに配管がございますので、改修を本格的に行うにはかなり大規模な費用とあと期間がかかるとともにございますので、今後、この施設の更新等も検討する必要が出てくるかと思いますが、そういった段階で少し配管についても併せて検討していく必要があるというふうに考えておりますが、今現状といたしましては、やはり待合室等2つを閉鎖するということがなかなか難しい状況でございますので、現状といたしましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、高圧洗浄機で今現状は月1回程度の詰まりに収まっておりますので、こちらをしっかりと適時適切な時期に組合職員が行うようにいたしまして対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

すみません、先ほどの火葬炉のところで、火葬炉の計画の内容につきまして少し訂正させていただきます。

令和6年度は9号炉を修繕させていただきまして、令和7年、8年、9年で、10、1、2が令和7年、令和8年が4、5、6、令和9年が7、8、10という形になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

すみません。改めまして、令和6年度は9号炉、令和7年度は10、1、2、令和8

年度が3、4、5、令和9年が6、7、8号炉になりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

他にございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

15番 牧野行洋議員。

○15番（牧野行洋君）

15番 牧野行洋です。

質問なんですけれども、歳出の9ページの監査委員の報酬で13万3,000円と書いてありました。多分これは年間だと思うんですけども、報酬としてちょっと低過ぎ、組合としては低いほうがいいんでしょうけれども、この報酬できちんと能力を発揮していただけるかなというのを思って、この額の根拠みたいなものがあればお教えいただければと思います。

○議長（伊藤隆信君）

暫時休憩します。

（休憩 午後 3時24分）

（再開 午後 3時25分）

○議長（伊藤隆信君）

休憩を閉じ再開いたします。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

すみません、お時間いただきましてありがとうございます。

まず、報酬につきましては、愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらに基づきお支払いをさせていただいているものでございます。

その金額につきましては、こちらは多分この組合が設立された当初からの金額となっておりますけれども、あくまでも、やはり構成市町の報酬を参考に当時設定を定めさせていただいた金額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤隆信君）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第11号について討論を許します。

討論はありますか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

以上で本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たりまして、着座にて一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、また適切な議決をさせていただきまして閉会できること、厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましても、今回の定例会の内容を十分尊重されまして、組合の運営に万全を期されますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますけど、閉会の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、管理者であります澤田江南市長にご挨拶をいただきます。

○管理者（澤田和延君）

本日は慎重にご審議を賜り、また適切なるご議決をいただきましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様方から賜りましたご指摘事項につきましては、今後の組合運営におきまして十分尊重し、対処してまいりたいと存じます。今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願いを申し上げます。

朝晩、日に日に冷え込んでまいります。議員の皆様方におかれましても、くれぐれもご自愛をいただきまして、一層ご活躍されますことをお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（伊藤隆信君）

ありがとうございました。

これをもって令和7年第2回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時27分)